

議会運営委員会会議録

平成29年6月19日(月)

(開 会) 16:13

(閉 会) 16:33

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
- 2 追加議案の説明、質疑
- 3 追加議案の上程時期並びに付託委員会について
- 4 議案に対する質疑通告について
- 5 意見書案の取り扱いについて
 - (1) ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)
 - (2) 学校法人「加計学園」に関する意見書(案)
 - (3) 「共謀罪法」の廃止を求める意見書(案)
- 6 特別委員会の設置について
 - (1) 設置の有無
 - (2) 名 称：経済・体育施設に関する調査特別委員会
 - (3) 付託事件：新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について
 - (4) 付託期間：調査終了まで
 - (5) 委員定数：11人
 - (6) 人選届出期限：6月27日(火)午後5時
 - (7) 設置時期：6月29日(木)本会議最終日
- 7 請願の取り扱いについて
- 8 会期日程の変更について
- 9 報告第10号の訂正について
- 10 議会のペーパーレス化にかかるタブレット端末の使用基準等について
- 11 その他

次回委員会開催予定 6月29日(木)定例会最終日

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「人事議案」について、執行部に説明を求めます。

○市長

本日提案させていただきます人事議案についてご説明いたします。

議案第53号は、平成29年7月17日付をもって任期満了となります飯塚市等公平委員会委員会委員につきまして、栗原 学氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま市長から説明がありました議案第53号につきましては、最終日、6月29日、木曜日の各常任委員長報告、質疑、討論、採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、採決の方法は起立採決としていただいております。ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「追加議案」について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

お配りしております追加議案概要で説明させていただきます。

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、資産等の公開対象者に副市長、教育長及び企業管理者を加えるため、関係規定を整備するものでございます。以上簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内でお願います。質疑はありませんか。

○川上委員

今回の追加議案については、紆余曲折を経た中で本日、議会運営委員会に諮られたものであります。それで、片峯市長にこの議案を上程するに当たっての決断、決意というものをお聞きしたいと思っております。

○市長

私はこの当該資産公開制度、このことのみで私どもの不正を未然にふせぐといったことにはならないかもしれないとも思っております。しかしながら、これは、私が今回、立候補いたしましたその政治姿勢として示すべきだと自分自身思っておりますし、また、私と一緒に仕事をする特別職も同様にそのような思いで職務に当たってほしいという願いからのものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「追加議案の上程時期並びに付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

ただいま説明のありました追加議案1件につきましては、明日の本会議におきまして、一般質問終了後、すでに上程されております議案の質疑、委員会付託の後に上程し、提案理由説明、質疑の後、総務委員会に付託していただいております。ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「追加議案の上程時期並びに付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案に対する質疑通告」について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第47号について上野議員より、議案第49号について道祖議員より、それぞれ質疑通告がっておりますのでご報告いたします。

○委員長

「議案に対する質疑通告」については、ご了承願います。

次に、お手元に配付しておりますとおり、提出された意見書が3件ございます。提出者並びに提出先につきましては、意見書案の最後に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、まず、「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

○光根委員

お手元にあります「ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書」でございます。

政府におきましては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めるということでございます。以下3点を、意見書を提出したいと思っております。提出先は、内閣総理大臣、また内閣官房長官でございます。よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質 疑 ）

質疑を終結いたします。

次に、「学校法人『加計学園』に関する意見書（案）」及び、「『共謀罪法』の廃止を求める意見書（案）」について、提出者から補足説明があればお願いいたします。

○川上委員

学校法人加計学園に関する意見書案につきましては、御承知のとおりのような国会の状況で、国民の批判も強く、安倍政権に対する支持率も急落している状況があります。しかし、このことをもって、国政を私したのではないかという疑惑は晴れるどころか、深まるばかりです。国会において、安倍首相自身が出席した予算特別委員会などによって集中審議を行うとともに、前川喜平前文部科学省事務次官らの関係者の証人喚問を強く求めるという趣旨の意見書案であります。

次に、共謀罪法の廃止を求める意見書につきましては、6月15日、徹夜国会を経て、朝、参院において成立したわけですけれども、法の趣旨が、これまでの刑法の大原則を覆す、つまり犯罪行為を処罰するという原則を、この共謀罪法によって、話しあっただけで処罰するという、内心の自由を保障する日本国憲法にも違反するものでもあり、これを廃止を求めるという趣旨です。とりわけ国民世論は参院法務委員会、審議途中で中間報告を出して本会議で採決強行するというやり方そのものが、議会制民主主義壊すものだということで、厳しく批判する世論が高まっています。飯塚市議会においても、この点について、よく審議もし、廃止を求める意見書を出していただきたいという提案であります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま説明のありました意見書案3件につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして、それぞれの賛否を6月27日、火曜日、午後5時までに議会事務局に報告していただきますようお願いいたします。

次に、「特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

さきに行われました代表者会議において、新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について調査を行う特別委員会を設置する旨の協議がとっておりますので、本定例会において特別委員会を設置いただいております。

特別委員会の名称は「経済・体育施設に関する調査特別委員会」、付託事件は「新体育館、筑

豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」として、閉会中の継続審査事件として付託し、付託期間は「調査終了」まで、委員定数は11人としていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけ確認させてください。付託期間が調査終了までということになっているんですけれども、仮に、通常、私ども議員の任期を全うするとすれば、平成31年4月くらいになるかと思うんですけど、その期をまたぐことになった場合というのは、一旦これは委員会としては終了するんですか。そのあたり説明をお願いします。

○議会事務局次長

調査終了につきましては、委員会の調査について決定いただくものでございますが、調査終了の決定がなされる以前に議員の任期が到来した場合には、委員会は一旦消滅するという形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」、事務局説明のとおり特別委員会を設置し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「経済・体育施設に関する調査特別委員会」とし、「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を閉会中の継続審査事件として調査終了まで付託することとし、委員定数は11人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「特別委員会の名称、付託事件名、付託方法、付託期間及び、委員定数」については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、お手元に配付しております「経済・体育施設に関する調査特別委員会 人員割表」をご覧くださいと思います。

委員定数は先ほど申しました11人ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、正副議長及び監査委員につきましては、会派人員数には算入いたしますが、選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間で協議のうえ、選出をいただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派の選出委員の届け出期限につきましては、6月27日、火曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては6月29日、木曜日開催の本会議最終日におきまして、人事議案であります議案第53号の審議の後に、議長発議により設置していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、6月27日、火曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設

置時期」については、6月29日、木曜日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」については、そのように決定いたしました。

次に、「請願の取り扱い」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております請願文書表のとおり、請願が1件提出されております。請願第13号は総務委員会に付託していただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「請願の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会議予定の変更」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

お手元に配付しております「平成29年第3回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、黒枠で囲っております箇所、第12日、6月20日、火曜日の3番目に追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託、4番目に、請願第13号の提出を受けまして、請願の委員会付託を、また最終日、6月29日、木曜日の3番目に先ほど審議いただきました特別委員会の設置を追加するものでございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「会議予定の変更について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「報告第10号の訂正」について、執行部の説明を求めます。

○財政課長

報告第10号 継続費繰越計算書の報告の訂正の提出につきましてご説明申し上げます。

議会運営委員会におきまして提出してございました「報告第10号 継続費繰越計算書の報告(平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計)」の翌年度通次繰越額に誤りがございました。お手元の継続費繰越計算書、24ページをお願いいたします。

最上段に記載しております目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業の翌年度通次繰越額で36万8千円の錯誤額がございました。まことに申し訳ございませんが、修正して再度提出させていただくものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件につきましては、ご了承願います。

なお、本委員会に出席されていない議員には、執行部から配付させますのでよろしくお願いたします。

次に、「議会のペーパーレス化にかかるタブレット端末の使用基準等」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

新政飯塚の江口委員より、タブレット端末の使用基準とあわせまして、個人のパソコン等の

持ち込み許可についても検討してほしいとのご意見をいただいております。

飯塚市議会会議規則におきましては、パソコン等の持ち込みに関する具体的な規定はございません。

今回のタブレット端末の導入にあたりまして提案しております使用基準案の第7条及び第8条において、これはタブレットでございますが、会議中の目的外使用及び迷惑行為の禁止を規定しております。個人のパソコン等の持ち込みにつきましても、この規定を準用する形でご利用いただけますれば、会議規則違反や会議への支障は生じないものと考えておりますので、この際、お手元に配付しております使用基準変更案の2ページ目、下線を引いております第13条に掲げておりますとおり、個人のパソコン等の持ち込みについて第7条及び第8条を準用することを定めていただいております。ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたが、質疑やご意見等はありませんでしょうか。

○永末委員

この13条の中のパーソナルコンピュータなどの情報機器というの中には、例えば手持ちのスマートフォンとかも含まれると考えていいのでしょうか。

○議会事務局次長

事務局の想定におきましては、スマートフォンも含まれるものと理解しております。

○委員長

その他、質疑、ご意見等はありませんか。

(な し)

特に他に質疑等がないようですので、「議会のペーパーレス化にかかるタブレット端末の使用基準等」については、議長において、事務局案のとおり定めていただくこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の委員会は、6月29日、水曜日、最終日の本会議開会前、午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。